

文献資料
紹介

〈第10回〉

鉄炮御改二付而書物帳留 志戸子村 山本 秀雄

『鉄炮御改二付テ書物帳留』（志戸子村）について

屋久島は江戸時代も又それ以前からも外国船が多く漂着する場所であるから、用心の為、島民の願いによつて村の五人組に鉄炮を預け持たせ警戒に当らせるが、この鉄炮によつて意趣・遺恨のために他人を殺したりしてはいけない。又他に悪事を仕出かさないうように、且つ又この鉄炮を他人には言うまでもなく、たとえ親子・兄弟でも決して貸してはならない。右の趣旨に背くようなことあれば、預り主は勿論のこと、五人組に至るまでどんなに悪い結果をまねくかわからないので、かねてからお互いに注意をしなければならぬ。

このように書いた規則が元禄三年（一六九〇）午四月二十日に『鉄炮持主並五人組書物帳』に一人一人押印をしているが、その後持主も五人組にも交替があるから、改めて書物にして留め置かれたのが本資料である。従つてこの『鉄炮御改二付テ書物帳留』は、その控が各村にも置かれていたと思われるが、現在は志戸子村の他は楠川村のものが残るのみである。

紹介の資料は本文に明らかなように、元禄九年（一六九六）に當時の屋久島抑（代官）町田孫七から、島津藩の鉄炮奉行に宛てた調書の志戸子村の分である。屋久島は元禄八年に代官が廃止されて屋

久奉行が置かれていたが、いまだ奉行所の管理体制は整わず抑の支配が続いたものか抑からの上書になっている。

ご承知の様に鉄炮は天文十二年（一五四三）、ポルトガル人によつて隣島の種子島にもたらされたものであるが、屋久島で五人組に所持させ島の警戒に用いていたというのは、島津の南島経営上に屋久島のもつ役割の大きさが察せられて、大変に興味があることに思える。が、時代は鎖国、幕命によるのか、又は島津藩治下以前の種子島氏領有時代にも溯るのか、五人組制は江戸時代からとしても、鉄炮の国産化に第一番に成功した種子島家にすれば、異国船に対する警備に鉄炮を用いても不思議ではないからである。

因みに当時の屋久島は村落が十八村ある（口永良部を入れて）。それぞれ五人組に鉄炮五挺として計九十挺であるが、楠川村の同書留に二十五挺とあり、他に役所（奉行所・船番所・手形所）や横目詰所を入れると島内の鉄炮は相当数にのぼるが、実際はどうだったのか。

ここに享保十八年（一七三三）十月二十七日調書を見ると、吉田村『御帳付鉄炮持主改願帳』には用心筒として三十二挺が記されている。吉田村は自村も含めて一湊から安房までを配下に置いた、屋久島の主村（永田・吉田・栗生・口永良部）四村の一つであるが、

用心筒とは何を意味するのか知らないが、島内には相当数の鉄炮があつたことだけは想像出来ようか。

参考までに記せば五人組とは、江戸時代における末端の行政単位で村方・町方とあり、ともに五戸をもつて（必ず五戸とは限らないが）構成されていた組織で、農民に対する領主の取締りを基本的に置き、又上納制度を確立するの便益は大きかつたのではないか。屋久島は米の代替え上納品が屋久杉加工の平木・板木等であつたことを思うと、割当用材完納にこの制度は大きな力であつたのかもしれない。勿論この鉄炮五人組資料は島をおびやかす異国船に備えたものであるから、上納とは無関係であるが……。

それでは左に本文を紹介しよう。



鉄炮御改付而書物帳留

志戸子村

大隅国馭謨郡

屋久嶋

右嶋之儀、異国船漂着仕候所而御座候付、爲用心古来ヨリ鉄炮所持仕り来り候、此節御改付、弥前々之通り御預被置度旨奉願候処、願之通被仰渡難有奉存候、此鉄炮而意趣遺恨有之者杯打殺申候欤、其外も悪事仕出申間敷候、且又右鉄炮而殺生一切仕間敷候、此鉄炮之儀他人者不及申、縦親子兄弟而御座候共、余人借シ申儀、曾以仕間敷候、右之趣相背申候ハ、預り主之儀ハ勿論、至五人組何様之曲事も可被仰付候、是等之趣元禄三年（一六九〇）四月廿日、鉄炮持主五人組書物帳相認、銘々印形仕差上置申候処、其已後鉄炮持主五人組相替候者共御座候而、此節御改被仰付候、如此御座候、以上

元禄九年（一六九六）九月十八日

屋久島吉田村之内

志戸子村

志戸子村之組下

一 鉄炮 壹挺 玉目式匆五分

持主 五郎

印

一 鉄炮 壹挺 玉目四匆五分

持主 勘右衛門

印

一 鉄炮 壹挺 玉目四匆五分

持主 勘右衛門

印

（朱書）右休五左衛門事、先持主五郎相果候付、

同所五人組

印

跡名代之願申上候処、于三月廿二日相良

休兵衛

印

權太夫殿、川上八郎右衛門殿御取次御証

右同

印

文て被仰渡候通差越候故相直又

右同

印

正徳五年十一月朔日 山崎藤七郎代

右同

印

庄兵衛

左左衛門 印

右同

新五左衛門 印

(朱書) 休五左衛門 印

志戸子村之組下

一鉄炮 壹挺 玉目式匆五分

持主 勘七郎 印

同所五人組 太郎右衛門 印

右同 甚兵門 印

右同 喜右衛門 印

右同 兵左衛門 印

右同

御奉行所

右元禄三年年鉄炮持主五人組書物帳差出置候處、其以後持主五人組為相替者共、此節改被仰付、右通書物帳相改、鉄炮御改所差出候手形所扣帳有之候得共、村々而面々為覺悟扣帳印形迄申付渡置候條、

向後書物之趣堅固相守候様鉄炮持主五人組共へ可申渡事、鉄炮持主之内、死人又老衰片輪等罷成、持代願之者ハ、時々早々手形所可申出候、其節御法之通願書等申付、御改所へ可申上候、就中持主病死之節ハ、早速其段可申出候、若致延引已後申出候ハ、可及御沙汰候條、兼々役人油断不仕、持主共堅固可申渡事、書物帳押候印形、向後不相替様可仕候、若相捨候者共有之候ハ、其わけ時々手形所へ申出候様可申付事最前書物帳被仰付候節、持主五人組差合有之候名ハ、鹿兒嶋より改名被仰付、向後其名を唱候様と御差圖候故、其段申渡置候弥以自今已後不待御差圖シ而、名替仕候ハ、可及沙汰事、

右之外持主・五人組共之名、江戸御差上被成候御帳為被召載事候得ハ、自分名替仕候儀、御改之障相成事候條、弥以此節帳面書載候名を以後共唱候様可申付候、毎年宗門改帳此帳有之候名を可書載候、而御改共公義御用之儀候ハ、帳面之名書相違候而ハ不成合事候條可入念候、自然名替不仕候而不叶わけ共有之候節ハ、手形所へ申出、差圖次第可致落着事、

右之條々堅固可相守候、若緩疎之在所於有之者、当人ハ勿論役人共可為越度者也

元禄九年九月十八日 町田孫七 印

志戸子村 役人中

右申出候通玉目持主相糺相違無御座候、勿論前々支配中右之外鉄炮壹挺所持之者無御座候、至向後無御断鉄炮曾以所持為仕間敷候、若申出候趣自今已後相背候段被聞召上候ハ、至我々其科可被仰付候、是等之趣、元禄三年(一六九〇)四月廿日書物帳奥書仕差上置申候處、其已後鉄炮持主五人組相替候者共御座候而、此節御改被仰付候、如此御座候、以上、

志戸子村庄屋

元禄九年(一六九六)九月十八日 勘七郎 印

右之趣入念承届候處鉄炮持主・五人組・庄屋・横目書物之通相違無御座候、若相背候ハ、御沙汰可被仰付候、為其如此御座候、以上、

屋久嶋仰

元禄九年九月十八日 町田孫七

鉄炮改